

空港分野における CO₂ 削減に関する検討会

規 約

(設置の目的)

第1条 「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」に向け、空港の再エネ拠点化方策及び空港の各施設・車両からのCO₂排出を削減する方策等の具体的な検討を通じて我が国の空港の脱炭素施策を整理することを目的として、「空港分野における CO₂ 削減に関する検討会」を設置する。

(本検討会の構成)

第2条 本検討会の構成は、別紙に掲げる委員及びオブザーバーで構成する。ただし、第3条第1項に規定する委員長は、必要があると認めるときは、委員及びオブザーバーの追加又は関係者の出席を求めることができる。

(委員長の任命等)

第3条 本検討会に委員長を1名置く。

- 2 委員長は、事務局から推薦し、委員の承認によってこれを定める。
- 3 委員長は、本委員会を統括する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長が指名する者が、その職務を代理する。

(議事の公開)

第4条 本検討会は冒頭部分のみ公開とし、傍聴は不可とする。

- 2 本検討会の資料は特段の理由がある場合を除き、公開とする。
- 3 本検討会の議事要旨は、事務局が委員長の確認を得たのち、速やかに国土交通省ホームページにおいて公開する。

(ワーキンググループ等)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、検討会の下にワーキンググループ等を設置することができる。

(事務局)

第6条 本検討会の事務局は、国土交通省航空局航空ネットワーク部空港計画課及び空港技術課に置く。

(守秘義務)

第7条 委員及びオブザーバーは、検討会を通じて知り得た秘密事項を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、本検討会の運営に関し必要な事項については、本委員会で定めるものとする。

附 則

1 この規約は、令和3年3月8日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和3年9月15日から施行する。

空港分野における CO₂ 削減に関する検討会 委員名簿

(学識経験者)

(委員長) 山内 弘隆	一橋大学 名誉教授
大村 裕康	桜美林大学 アビエーションマネジメント学類教授
高村 ゆかり	東京大学 未来ビジョン研究センター教授
田辺 新一	早稲田大学 理工学術院創造理工学部建築学科教授
轟 朝幸	日本大学 理工学部交通システム工学科教授
中道 久美子	東京工業大学 環境・社会理工学院特定准教授
屋井 鉄雄	東京工業大学 副学長、環境・社会理工学院教授

(関係事業者)

一般社団法人全国空港ビル事業者協会
定期航空協会
北海道エアポート株式会社
仙台国際空港株式会社
成田国際空港株式会社
中部国際空港株式会社
関西エアポート株式会社
高松空港株式会社

(オブザーバー)

一般社団法人全国空港給油事業協会
一般社団法人日本貿易会
一般社団法人太陽光発電協会
全日本空輸株式会社
日本航空株式会社
新関西国際空港株式会社
広島国際空港株式会社
福岡国際空港株式会社
熊本国際空港株式会社
日本空港ビルディング株式会社
東京国際空港ターミナル株式会社
株式会社エージーピー
空港施設株式会社
経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 政策課
環境省 地球環境局 地球温暖化対策課
国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所
国土技術政策総合研究所
地方公共団体（空港管理者）
地方航空局

(国土交通本省)

航空局 関係各課室	航空ネットワーク部長 大臣官房参事官（航空予算、航空戦略）、航空ネットワーク企画課、航空事業 課、首都圏空港課、近畿圏・中部圏空港課、政策企画調査室、航空機技術基準 企画室（事務局）空港計画課、空港技術課
--------------	---

(順不同、敬称略)